岩手沿岸南部広域環境組合議会会議録

平成 23 年 2 月定例会

第 1 号

岩手沿岸南部広域環境組合事務局

平成23年岩手沿岸南部広域環境組合議会2月定例会会議録

平成23年2月9日水曜日

議　事　日　程　　第1号

平成23年2月9日（水）　定例会

午前11時会議を開く

第1　会議録署名議員の指名

第2　会期の決定

第3　議長の報告

第4　管理者の報告

第5　議案第1号　岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて

第6　議案第2号　平成22年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算（第3号）

第7　議案第3号　平成23年度岩手沿岸南部広域環境組合会計予算

以　　上

本日の会議に付した事件

第１　会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
第２　会期の決定・・4
第３　議長の報告・・4
第４　管理者の報告・・4
第５　議案第１号　岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
第６　議案第２号　平成 22 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算（第３号）・・6
第７　議案第３号　平成 23 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計予算・・・・7

出席議員（10 名）

議　長	斎藤　功君
１番	伊藤安男君
２番	小鯖利弘君
３番	菅野広紀君
５番	岩崎松生君
６番	菅原規夫君
７番	三浦　隆君
８番	高橋　靖君
11 番	藤倉泰治君
副議長	福田利喜君

欠席議員(3 名)

４番	菊池　孝君
９番	平松福一君
10 番	平田　武君

説明のため出席した者

管理者	野田武則君
副管理者	中里長門君
事務局長	岩間正行君
総務課長	中井吉隆君
事業課長	北野和敏君
会計管理者	清野信雄君

事務局職員出席者

総務課課長補佐	菊池公男
幹事	岩間成好
幹事	寺澤英樹
幹事	橋本英雄
幹事	佐々賢一
幹事	中里学

午前 11 時会議を開く

○議長（斎藤　功君）　本日の出席議員は、10 名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

欠席の届出は、4 番、菊池孝君、9 番、平松福一君、10 番、平田武君の 3 名であります。

只今から本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元の議事日程第１号により進めます。

○議長（斎藤　功君）　日程第１、本日の会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員には、岩手沿岸南部広域環境組合議会会議規則第 70 条の規定により、議長において、6 番、菅原規夫君、7 番、三浦隆君の両名を指名いたします。

○議長（斎藤　功君）　次に日程第 2、会期の決定を行います。

お諮りします。本定例会の会期は、本日１日間とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（斎藤　功君）　ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日１日間とすることに決定をいたしました。

○議長（斎藤　功君）　次に日程第 3、議長の報告であります。

今次、定例会の審議案件として、お手元に配付いたしましたとおり、議案第 1 号から議案第 3 号までの議案 3 件の送付がありましたので、ご報告いたします。

次に、監査委員から、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。内容はお手元の写しのとおりでありますので、ご了承願います。

以上で議長の報告を終わります。

○議長（斎藤　功君）　日程第 4、管理者の報告であります。

管理者、登壇願います。

〔管理者　野田武則君登壇〕

○管理者（野田　武則君）

それでは、平成 23 年 2 月、岩手沿岸南部広域環境組合議会定例会の開催に

あたり、岩手沿岸南部クリーンセンターの整備運営に向けた現在の状況及び平成23年度の取り組みについて、ご報告申し上げます。

長引く景気低迷の中、国内景気はいまだ回復の契機は見えておらず、当沿岸南部を取り巻く環境も一段と厳しいものとなっております。このような中、岩手沿岸南部クリーンセンターの整備におきましては、平成20年8月の契約以降、約2年半が経過しましたが、工事は計画どおり進捗し、昨年12月1日には無事炉の火入れ式を行うことができました。現在は、構成市町のごみを実際に搬入しながら炉の性能試験等の試運転を行っておりますが、特に問題もなくごみ処理が順調に行われております。

沿岸南部地域の3市2町での広域ごみ処理の取り組みは、平成10年から始まっており、足掛け12年の歳月が経過いたしました。この間、様々な議論や協議を行ってきましたが、それがいよいよ実を結び、本年4月から広域ごみ処理施設、岩手沿岸南部クリーンセンターが供用開始できる運びとなりました。これもひとえに議員各位のご指導やご助言、また各市町の担当者をはじめ、これまで広域ごみ処理に携わってきた皆様のご尽力の賜物と深く感謝をしております。

4月からの本格稼動に向けまして、施設の円滑な運営はもとより、中継運搬業務につきましても、安全、確実な運行ができるよう、事業者への指導や中継施設を運営する大船渡地区環境衛生組合及び陸前高田市とこれまで以上に連携を強めて参りたいと存じます。また、ごみを直接搬入する釜石市や大槌町につきましても、ごみ運搬車の運行や住民の方々の持ち込み状況等の情報を共有しながら、交通問題等が起きないよう充分な配慮をして参るなど、関係機関との調整や周辺住民団体等との環境保全協定の締結等の準備にも万全を期して参りたいと存じます。

本日の定例会には、当組合の条例改正の専決の報告及び平成22年度組合会計補正予算、平成23年度組合会計予算についてご提案をしております。よろしくご審議のうえご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、私からの報告といたします。

○議長（斎藤　功君）　以上で管理者の報告を終わります。

○議長（斎藤　功君）　日程第5、議案第1号、岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長　岩間　正行君登壇〕

○事務局長（岩間　正行君）　只今、議題に供されました、議案第1号、岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることにつきましてご説明申し上げます。議案書の1ページをお開き願います。この条例は一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正を必要とするものであります。改正の内容といた

しましては、期末手当について、年間の支給割合を100分の275から100分の260に引き下げようとするもの、勤勉手当について、年間の支給割合を100分の140から100分の135に引き下げるほか、所要の改正を行おうとするものでございます。

この条例の施行期日につきましては、12月期の期末手当及び勤勉手当に関する規定につきましては、平成22年12月1日、6月期の期末手当及び勤勉手当につきましては平成23年4月1日としようとするものでございます。

この議案第1号につきましては、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、平成22年11月30日付けをもって専決処分を行い、即日公布いたしましたので、同条第3項の規定によりまして議会に報告し、承認を求めるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（斎藤　功君）　これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（斎藤　功君）　以上で質疑を終わります。これより議案第1号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（斎藤　功君）　ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（斎藤　功君）　日程第6、議案第2号、平成22年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算第3号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長　岩間正行君登壇〕

○事務局長（岩間　正行君）　只今、議題に供されました議案第2号、平成22年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算第3号につきまして、ご説明申し上げます。

別冊となっております、平成22年度補正予算書の1ページをご覧願います。本補正予算案は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,026万8千円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ62億3,898万9千円としようとするものでございます。

2ページから順次ご覧を願います。第1表、歳入歳出予算補正におきまして本補正予算案の概要をご説明申し上げます。歳入の主な内容といたしましては、第1款、分担金及び負担金におきまして、事務費及び事業費の増減に伴う構成市町からの分担金の減額を計上しております。第3款、国庫支出金におきまして、補助対象経費の確定に伴う交付金の見込み額に伴う減額を計

上しております。第 6 款、繰入金におきまして、財政調整基金からの繰入金の減額を計上しております。第 9 款、組合債におきまして、平成 22 年度事業費の確定と交付金の確定見込みに伴う組合負担分につきまして、一般廃棄物処理施設事業債を充当し、既決予算額との差額を計上しております。

次に、歳出の主な内容といたしましては、第 2 款、総務費におきまして職員 6 人分の給与について、決算見込みに伴う減額を計上しております。第 3 款、衛生費におきましては、事業費支弁職員の 3 人分の給与費について、決算見込みに伴う増額を計上しております。第 4 款、公債費におきましては、21 年度借り入れ分の利子の確定に伴う既決予算額との差額を減額計上しております。

4 ページをご覧願います。第 2 表、組合債補正におきましては、工事内容の確定及び交付金の決算見込み等により限度額を 34 億 1,360 万円から 34 億 1,990 万円に変更計上いたしております。

なお、只今ご説明申し上げました補正予算の詳細につきましては、同じ冊子となっております補正予算に関する説明書をご覧頂きたいと存じます。

以上、議案第 2 号、平成 22 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算第 3 号につきまして、地方自治法第 292 条において準用する同法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により提案するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（斎藤　功君）　これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（斎藤　功君）　以上で質疑を終わります。これより議案第 2 号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（斎藤　功君）　ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（斎藤　功君）　日程第 7、議案第 3 号、平成 23 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計予算を議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長　岩間正行君登壇〕

○事務局長（岩間　正行君）　只今、議題に供されました議案第 3 号、平成 23 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

別冊となっております予算書の 1 ページをご覧願います。本予算案は歳入歳出予算の総額を 8 億 1,938 万 6 千円としようとするもので、22 年度当初予算と比較いたしますと、53 億 7,145 万円、86.8 パーセントの減となってございます。これは、施設建設が平成 22 年度で終了いたしますことから、平成 22 年度に計上しておりました建設に要する経費、約 60 億円が無くなったことによります。また、建設事業の終了に伴いまして、一時借入金の限度額を平成

22年度の10億円から1､000万円に減額しています。2ページから順次ご覧を願います。第1表、歳入歳出予算におきまして、予算の概要をご説明申し上げます。始めに、歳入についてでありますが、第1款、分担金及び負担金は組合を構成いたします釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町及び住田町からの分担金につきまして、施設の運営及び組合経費につきまして均等割10パーセント、平成23年度の計画ごみ量に基づいた利用割90パーセントの割合で算定しております。また、中継運搬経費につきましては、均等割10パーセント、平成22年3月31日現在の住民基本台帳人口に外国人登録者数を加算した人口割90パーセントの割合で計算しております。これらの算定に基づきまして6億9,719万5千円を計上いたしております。平成22年度当初との比較では、1億8,484万1千円、36.1パーセントの増となってございます。第2款、使用料及び手数料につきましては、岩手沿岸南部クリーンセンターにごみを直接持ち込む場合の手数料といたしまして1億2,208万5千円を計上しております。この持ち込みに係る手数料につきましては、直接持ち込みをすることとしております釜石市と大槌町分を計上しており、それ以外の大船渡市、陸前高田市及び住田町につきましては、それぞれの中継施設で手数料を徴収することから組合予算には計上しておりません。なお、施設建設期間中に予算計上しておりました国庫支出金、繰入金、組合債につきましては建設が終了いたしましたことから平成23年度の予算から計上しないこととなります。

次に歳出でありますが、第2款、総務費は7,014万9千円で22年度当初予算より263万2千円、3.9パーセントの増となっております。第3款、衛生費は岩手沿岸南部クリーンセンターの運営経費、中継運搬経費及び用地賃借等に必要な経費6億5,827万6千円を計上しており、22年度の当初予算額より54億2,791万円、89.2パーセントの減となってございます。23年度事業といたしましては、施設を運営するＳＰＣへの委託料、中継運搬業務委託料、建設用地の賃借料、循環型社会形成推進地域計画推進事業補助金を計上しております。第4款、公債費は平成20年度から平成22年度までの事業費に係る組合債の借入に係る利子償還金及び一時借入金の利子8,997万7千円を計上しており、22年度の当初予算額より5,503万4千円、157.5パーセントの増となってございます。なお、只今ご説明申し上げました平成23年度予算の詳細につきましては、同じ冊子となっております予算に関する説明書をご覧頂きたいと存じます。

以上、議案第3号、平成23年度岩手沿岸南部広域環境組合会計予算につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第2号の規定により提案するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（斎藤　功君）　これより質疑を許します。11番、藤倉泰治君

○議員（藤倉　泰治君）　1点お尋ね申しますが、職員研修の問題で、先程説

明会でもお尋ねしたのですが、今後、本格的な業務運営を行っていく立場で、職員サイドの、組合サイドの指導といいますか、そういう責任的なものを取られていくのではないかと思うのですが、先程のお話では、そういう専門的な研修については国の環境省等に行くということも聞いておりますが、組合独自としても同様の施設とか組合に対する視察、研修とかですね、そういう考えも必要だと私は思うのですが、その辺の考え方についてお尋ねしたいと思います。

○議長（斎藤　功君）　事務局長

○事務局長（岩間　正行君）　職員の研修につきましては、先程の議員説明会の中でもお話させて頂きましたけれども、基本的に通常国、県合同でやる研修会等には極力参加しております。ただ、東京以南の遠くの研修については旅費との関連もあり難しい場合もありますが、東京、仙台、盛岡等の研修には極力参加しております。それから栗林に在る古い施設の炉を担当した職員が引き続き担当する予定でありますので、自治体職員の中では、むしろ先生になる位の職員がいると自負しておりますので、その辺をご理解を頂きたいと思います。

○議長（斎藤　功君）　いいですか。よろしいですか。以上で質疑を終わります。これより議案第 3 号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（斎藤　功君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（斎藤　功君）　以上で本定例会に付議されました議案の全部を議了いたしました。各位には、熱心にご審議をいただき誠にありがとうございます。

これをもちまして平成 23 年 2 月岩手沿岸南部広域環境組合議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でございました。

午前 11 時 24 分閉会

岩手沿岸南部広域環境組合議会議長　　齊　藤　　功

岩手沿岸南部広域環境組合議会議員　　菅　原　規　夫

岩手沿岸南部広域環境組合議会議員　　三　浦　　隆